

# 市民活動のための 「法人格」研究

NPO法人が漸減する一方、一般社団法人が増加し続けている。かつては市民活動団体の選ぶ法人格の代表格だったNPO法人は、もう「オワコン」(終わったコンテンツ)という声さえ出ている。

そんな中、昨年12月、NPO法が改正され、縦覧期間が1カ月から2週間に半減。所轄庁への報告書類を削減することや、役員名簿などで住所を公表対象から除外することも決まり、6月9日から施行される。

また、同じ12月には労働者協同組合法(ワーカーズ法)も成立。2年以内に施行される。

そこで今号では、市民活動のための「法人格」について、シーズ・市民活動を支える制度をつくる会の松原明元代表理事と公益法人協会の雨宮孝子理事長のコメントも得つつ、深掘りしたい。

【本文】早瀬 昇

【コラム】永井 美佳

【図表4作成】江淵 桂子

【調査】梅原 聡、江淵 桂子

## 法人格を持つと 何がどうなる？

法人とは、一定の目的を持つ個人の集団（社団）や一定の目的のために拠出された財産（財団）に対して、法律によって自然人（注1）と同様に権利義務の主体となる資格（権利能力）を認めるものだ。法人格を得ることで、団体としての財産権が認められ、団体として契約でき、代表者が交代しても法人としての契約を継続できる。法人格は活動を組織的・継続的に進めるために役に立つ仕組みだ。もっとも主婦連合会は任意団体だし、2019年3月まではあしなが育英会も任意団体だった。これらの団体は、旧来の公益法人制度では官庁の規制を受けやすいため、あえて法人格を持たないものの、自主的に公益法人並みの規程を整備し積極的な情報公開を行ってきた。団体の信用力が高く、法人格をもたずとも支障なく事業を展開している。ただし、こうした運営ができる団体は、そう多くはない。

法人格を得ることで規約による組織運営や組織の意思決定の記録整備など一定の事務負担が発生する（図表1）。しかし、こうした体制をとれる組織とみなされることで、組織の信用力を高めることもできる。実際、事業委託などでは法人格があると有利になるのが現実だ（注2）。

## どのような法人制度があるのか

法人格を得る場合、どのような法人格を選べば良いのだろうか。実は日本では極めて多くの法人格が並立している。たとえば社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、認可地縁団体……。弁護士法人、行政書士法人など職能集団ごとに法人格があるし、もちろん営利活動に関わる株式会社、合同会社、合名会社、合資会社なども法人格。さらに消費生活、農業、漁業など数多くの協同組合もある。そんな中、1998年に特定非営利活動促進法（以下、NPO法）が成立して以降、多くの市民活動

団体が選んだ法人格が特定非営利活動法人（以下、NPO法人）だ。しかし、2008年に一般社団法人及び一般財団法人に関する法

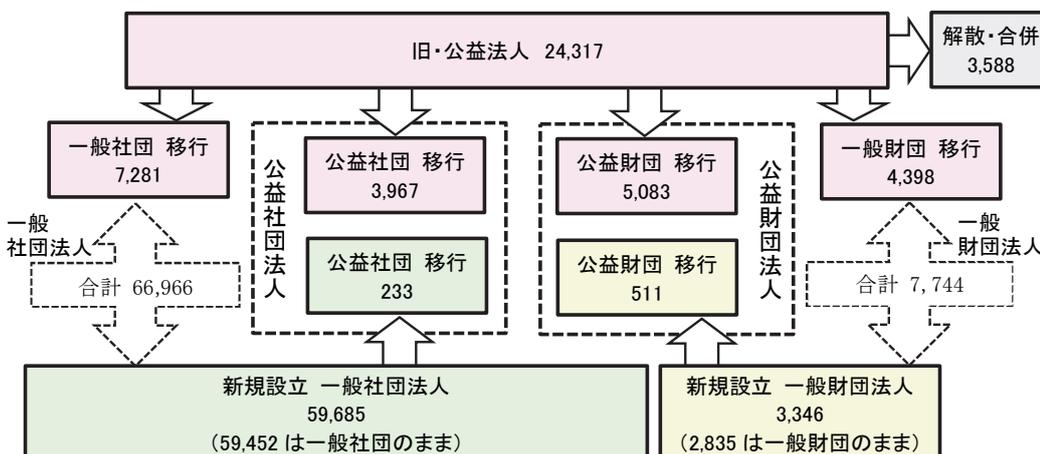
律（以下、一般法人法）が施行された後、一般社団法人や一般財団法人（以下、総称する際は一般法人）を選ぶ団体も増えてきた。

【図表1】任意団体と法人の比較

※主なメリット・デメリットを○△×で示した。

	任意団体	法人
契約（所有や雇用など）の主体	×代表者などの個人（代表者が交代すると、すべて変更が必要）	○法人（代表者が交代しても法人代表印は変わらず、スムーズに継承）
個人と団体の資産区分	△不明確になりやすい	○明確に区分
情報公開	しても、しなくても良い	法令上の義務を遵守
事務負担（法規制との関係）	△法令に縛られる範囲が少なく、義務的な事務が少ない	×法令に基づき官庁への届出や報告、情報公開の義務が発生し負担増
税負担	課税主体として捕捉されにくい（元来は任意団体にも源泉徴収義務があり、収益事業で利益が生じれば法人税などが課せられる）	課税主体として捕捉されやすい（NPO法人も収益事業を行うと法人住民税課税、利益が生じれば法人税課税）

【図表2】公益法人制度改革で生まれた法人の状況（2021年3月15日現在）



## NPO法人、一般法人 はなぜできたのか

ここで、それぞれの法人格誕生の背景を見ておこう。

NPO法人を生んだNPO法は、行政の監督下での活動を強いられた旧・公益法人とは異なる、市民の自由な社会活動を支える法人制度を作ろうとの市民らの運動を起点に、1998年、議員立法で成立した。

一方、一般法人は、旧来の公益法人を再編する公益法人制度改革により、2008年に誕生した。天下り問題や、公益認定のバラツキで税制上の優遇を得つつ実態は営利企業と変わらなかつたり巨額の内部留保を蓄積していたりしたことが問題とされて取り組まれた改革だ。

もともと松原明氏は、その背景として「政府がポスト福祉国家へ移行する中、社会課題も市場の力で解決しようという新自由主義のもと、非営利公益法人制度全体を整理統合・制度を2階建てにし、

自由競争を促す1階部分と、公益に関わるとして政府が規制管理できる2階部分という2層構造に変えるという基本思想のもと、各種の法人改革が進められた」と指摘している。

そこで旧・公益法人の中で新・公益法人に移行認定されない法人は解散か一般法人への移行認可が求められた。その際、会社法と中間法人法を土台に一般法人制度が設計され、設立がとて容易だが自己責任で組織統治を進める法人格が創設されることになった。

法人番号検索サイトを利用して21年3月の状況を調べると、およそ(注3) 図表2のようになる。一般法人制度の開始以来、約12年で約6万もの一般社団法人が創設されている。

### 一般社団法人 急増の理由

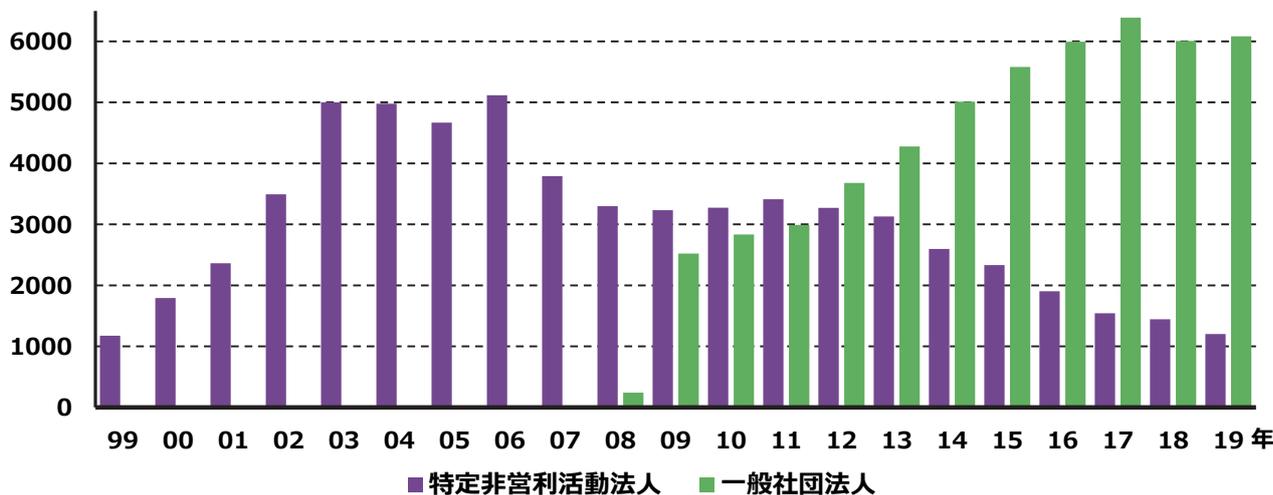
図表3はNPO法人と一般社団法人の各年の新設数を示したものだ。一般社団法人の新設数は増加し、逆にNPO法人の新設数は減

少している。

ただし、一般法人の中には市民活動に関係のない法人も数多く含まれている。そもそも一般法人は、NPO法人と異なり公益を目的としなくても良い。実際、18年4月の税制改正前までは、自身の所有する不動産などを一般社団法人に譲渡し、その役員を親族で占め、社員や役員を相続を受ける子孫が引き継ぐ形で相続税を逃れる事例も少なくなかった。まさに私益のために一般社団法人が使われたのだ。雨宮孝子氏も「知人が相続税対策で銀行から一般社団法人の創設を勧められた」という。

18年度税制改正で、①相続開始直前に総理事のうち同族役員が過半数、②相続開始前5年のうち3年以上で総理事のうち同族役員が過半数のいずれかの法人は、法人に移された財産に相続税や贈与税を課すこととなった。18年に一般社団法人の新設数が減ったのは、この税制改正の影響だと考えられる。

【図表3】 特定非営利活動法人と一般社団法人の新設法人数の推移



(注1) 権利能力が認められる社会的実在としての人間のこと。近代法では、すべての人間に平等に権利能力を認め、権利能力がなくモノと扱われた奴隷の存在を認めない。  
(注2) あしなが育英会が一般財団法人になったのも、京都市との協働契約の際に法人化が条件とされたためだ。  
(注3) 各法人数は、公益法人制度改革後、旧・公益法人からの移行後に解散などをしていないと仮定した場合の試算。



# 「ガレリア アーツ&ティー」

**揖** 保川と鶏籠山など三方を山々で囲まれた兵庫県たつの市龍野町地区は、「赤とんぼ」を作詞した三木露風の出身地として有名だ。武家屋敷や町家など歴史的な町並みが広がる城下町は国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されている。

その玄関口、龍野橋東詰にギャラリーカフェ「ガレリア アーツ&ティー」はある。昭和初期に建てられた金融機関の事務所を1999年に地元出身の井上美佳さんが買い取り、人々が集い憩うカフェに改装した。

「ガレリアの魅力は四季を通じて龍野のシンボルでもある鶏籠山が一望できること。そして吹き抜けを生かした豊かな響きのコンサートができることです」と井上さん。建物の中に入ると外観からは感じられなかった天井の高さに驚かされる。

オープンからずっと、ガレリアでは絵画や工芸などの展覧会、ジャズやクラシックや和楽器のコンサート、そしてさまざまなワークショップや講座といった企画が行われてきた。また2020年に10回目を迎えた市民手づくりの芸術祭「龍野アートプロジェクト」の事務局であり、会場の一つでもある。世界中からアーティストを招聘するこの芸術祭は、県屈指の国際イベントとして続けられてきた。

ここはまちのカフェだけではなく、たくさんの人たちがたくさん思いをかたちにする場、そしてそれらの活動のための情報発信の拠点でもある。

編集委員 杉浦健



広々とした店内



右／井上美佳さん 左／市民参加の芸術祭「龍野アートプロジェクト」のあゆみ 下／風格ある外観

## ガレリア アーツ&ティー

兵庫県たつの市龍野町富永1439 電話 0791-63-3555  
営業時間 11:00~18:00 水曜定休



## 虹色チェンジメーカー LGBTQ視点が職場と社会を変える

村木真紀  
小学館新書、2020年10月  
946円(税込)

**公**立高校の入学願書の性別欄をなくす動きが広がっているという。47都道府県のうち今春の入試で性別欄があったのは6都県のみで、うち1県は来年春の入試からなくす予定だと新聞が報じていた。性的少数者への配慮が理由のひとつだという。

「体の性と自認する性が一致し、異性を好きになる」人ばかりではないことは徐々に社会に浸透してきた。3月には札幌地裁が、国が同性間の結婚を認めていないのは法の下の平等を定めた憲法に違反するとの判断を示した。しかし、性的少数者が抱える生きづらさを自分事のできている

かといえば、まだまだ表面的に捉えている部分も多いと、自分自身を振り返って思う。

本書は、企業・自治体のLGBTQ施策の推進を支援するNPO、虹色ダイバーシティの代表村木真紀さんの活動の記録である。これまでの著者の半生をつづった「ライフヒストリー編」と、LGBTQを取り巻く社会課題や職場での施策実践方法を紹介する「レクチャー編」で構成される。「ライフヒストリー編」では、京都大を出て大手企業に入りながら、転職を繰り返したり鬱うつになったりした、若き日の著者の生きづらさが語られる。「レクチャー編」

は1万人以上の当事者の声を集めたアンケート調査と、200以上の企業・自治体の相談に応じた経験に裏づけられている。当事者のリアルに触れたのち課題解決に向けた施策を学ぶ構成が、施策の必要性を読者の腹にすっと落とししてくれる。

「この本はみなさんにアライ(LGBTQが生きやすい社会になるよう積極的に行動する人)になってもらうための本です」と著者はいう。「担当者向けの教科書」にとどまらない本書は、この社会に暮らす誰もに手に取ってほしい一冊である。

編集委員 中川 智子

森はるか+瀬尾夏美の『二重のまち／交代地のうたを編む』を最終わって、その映画が成し得た表現に、また10年をかけて模索してきた2人の作家の新たな表現の地平を垣間見ることができると喜びに圧倒されてしまった。この映画のすごさを説明することはとても難しい。

4人の若者が陸前高田を訪れる。彼らは2011年に起こった東日本大震災で津波にさらわれたかつてのまちのことも、高上げされた新しいまちのことも知らない。しかし彼らはこの土地を歩き、人びとの声に耳を傾け、対話を重ね、物語「二重のまち」を朗読する。これは、かつてのまちの営みを思いながら、新しいまちで暮らす2031年の人々の姿を、画家で作家の瀬尾夏美が想像して描いた物語である。

公式ホームページにも「民話の萌芽のような時間とあるように、作家たちは地元の人たちから聞いた話などをフィクション化し、それらを他者（4人の若者たちやこの映画の観客など）が語りつないでいくことにより、いつの日にかその話が民話になることを意図して制作しているのだろう。この試み自体、私のような生半かなドキュメンタリストがやろうとすれば、大火傷を負う手法である。しかしあえてこのやり方を選択したことにより、2人の作家が10年間地元の人たちと関わるなかで問い続けてきた問題が浮かび上がる。彼女たちもまた10年前は、映画に登場する4人の若者同様、余所者であり非当事者であったはずだ。しかし10年という時間を当事者と共に過ごすことによって、彼女たちはあの震災を被災した当事者で

はなかったにせよ、この10年間にあっては当事者になった。だからこそこのような説得力のある物語を立ち上げることができたのだ。

なぜ作家たちはこの手法に行き着いたのだろうか。それは、被災地にカメラを向けることを逡巡し続け、現地で聞いた言葉を伝えるにはどうすれば良いのか悩んだり続けた結果なのだと答えた。



小森はるか+瀬尾夏美  
監督：小森はるか+瀬尾夏美  
出演：古田春花／米川幸利オン／坂井遥香／三浦碧至  
配給：東風  
2019年 | 79分 | 日本  
大阪 シネ・ヌーヴォほか全国順次公開中  
上映情報は <https://www.kotaichi.com/>

今月の作品 「二重のまち／交代地のうたを編む」

●今月の館主

しまだりゅういち  
島田 隆一

2012年、映画『ドクノモイケナイ』を監督。本作で12年度日本映画監督協会新人賞受賞。20年3月21日より、監督最新作「春を告げる町」が渋谷ユロススペース他で公開。現在、日本映画大学専任講師。「ドキュメンタリー映画って、観るよりも作る方が数十倍面白いよ!」いつも思います。



イラスト：杉浦 健



福祉は誰のために  
ソーシャルワークの未来図

鶴幸一郎、藤田孝典、石川久展、  
高端正幸 著  
へるす出版新書、2019年8月  
1320円 (税込)

ソーシャルワーカーである鶴幸一郎氏や藤田孝典氏、福祉の教員である石川久展氏、それに財政の研究者である高端正幸氏が各々の立場から本来の福祉やその実態、教育現場や財政状況などについて論じたうえで、最後にソーシャルワークの未来図などについて著者全員で語り合っている。

本書では、福祉とは本来すべての国民が対象となり、ベーシックニーズ（生活を営んでいくうえで必要な礎）を国が政策や法律などで保障、人々の幸せや豊かさを目指すことだとする。他方その現状は、社会的に弱い立場にある人に

限定した個別支援に終始する選別主義であると指摘する。

ソーシャルワーカーについては、本来は社会正義や社会変革を掲げつつ、特定の誰かのためではなく、アドボカシー（代弁行為）を担いながら当事者の権利擁護を通じて社会やその構造に働きかける存在であるとする。だが実態として、国家資格化されたソーシャルワーカーは法や制度、事業に縛られ、その実践や対象者も限定されて、当事者のエンパワメントにつながらない代行主義に陥っていると訴える。

さらに近年の財政赤字のしわ寄せが福祉にくる背景とし

て、「自分の稼ぎと家族の助け合い」だけで完結しようとする自己責任主義や政府への不信、市民同士の相互不信があると主張。結果として「必要」を満たす「共同の財布」であるべき財政の機能不全を招きかねないとして、「自己責任主義の悪循環」から、自分の稼ぎの一部を税として「共同の財布」に預けて皆で「必要」を満たし合う「支え合いの好循環」に転換することを提唱する。

福祉のあるべき姿やソーシャルワーカーの使命について深く考えさせられる、福祉の担い手必読の書である。

編集委員 阿部 太極